

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 7 | 中事業名 | 航路対策事業 | | |
|--------------|--|---|---|---|---|---|------|--------|----------|--|
| 事業名等 | 英虞湾指定航路運航維持支援事業補助金 | | | | | | | 予算計上額 | 6,587 千円 | |
| 概要 | <p>1 事業概要 運航事業者が、主力船舶(おくしま)の補機関及び空調設備を換装するため、国庫補助を申請するにあたり、市も協調して補助を行う。</p> <p>2 予算内訳 ・補機関等交換費用 14,492千円(税込み) (内訳: 新補機関費用 6,006千円、空調設備交換費用 3,057千円、工事費等 5,429千円) ・市補助額 6,587千円 ※補機関等交換費用(税抜額)13,174千円×補助率1/2 ※費用負担内訳: 国庫補助 6,587千円、市補助 6,587千円、運航事業者負担 1,318千円</p> | | | | | | | | | |
| 目的 | 国との協調補助により、主力船舶の補機関等を交換することで、間崎島住民等にとって必要不可欠な移動手段である、英虞湾指定航路の安定かつ快適な運航を図る。 | | | | | | | | | |
| 必要性 | <p>運航事業者は、主力船舶1隻及び予備船舶2隻を保有し、英虞湾指定航路の運航・維持にあっている。3隻とも船齢が高い状況において、主力船舶(おくしま)は令和5年度に主機関の交換を行ったところであるが、新たに補機関交換及び空調設備に不具合が生じ、交換の必要がある。</p> <p>間崎島住民や水産高校生にとって重要な航路である英虞湾指定航路を、安定的に維持するには主力船舶が正常に稼働する必要がある。</p> | | | | | | | | | |
| 計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月 国土交通省(交通DX・GXによる経営改善支援事業)交付申請・交付決定 ・令和7年7月 主力船舶の補機関等交換着工 ・令和8年2月 主力船舶の補機関等交換完了 ・令和8年3月 主力船舶の運航再開 | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年度 | | | | | | | | | |
| 効果 | 間崎島住民や水産高校生にとって重要な公共交通である、英虞湾指定航路の安定運航を確保することができる。 | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | | | | | | | | | |

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 11 | 中事業名 | 地域振興補助金 | | | | | | | |
|--------------|--|---|---|---|---|----|-------|----------|--|--------|------|-----------|----------------|------------|-----------|
| 事業名等 | コミュニティ助成事業補助金 | | | | | | 予算計上額 | 2,200 千円 | | | | | | | |
| 概要 | <p>令和7年度採択事業 【志摩地区】片田自治会申請採択分 2,200,000円 ※一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する助成事業</p> <p>【事業概要・総事業費】 ・片田自治会:2,200,000円(デジタルカラー複合機、シュレッダー、折り畳みテーブル、ゴミステーションなどの購入) (内訳)センター助成分 2,200,000円</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的 | <p>地域コミュニティ活動に必要な備品の整備など、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実、強化を図ることにより、地域の連携感に基づく自治意識の向上と、地域活動の継続に寄与することを目的とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要性 | <p>地域のコミュニティ活動を行うための備品が、老朽化や破損により不足している。高齢化等により、地域で活動する自治会役員の担い手不足や自治会加入者の減少が課題となる中、活動を活性化及び存続させていくために必要な備品の整備が必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画 | <table> <tr> <td>令和7年7月</td> <td>事業準備</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月～8月</td> <td>事業実施(購入・納品・検収)</td> </tr> <tr> <td>令和7年9月～10月</td> <td>事業終了・実績報告</td> </tr> </table> | | | | | | | | | 令和7年7月 | 事業準備 | 令和7年7月～8月 | 事業実施(購入・納品・検収) | 令和7年9月～10月 | 事業終了・実績報告 |
| 令和7年7月 | 事業準備 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和7年7月～8月 | 事業実施(購入・納品・検収) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和7年9月～10月 | 事業終了・実績報告 | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果 | <p>自治総合センターの当該助成事業を活用し、自治会が所有する備品を整備することにより、地域住民の安心、安全、福祉、伝統行事を積極的に推進できるほか、継承者育成など、円滑なコミュニティ活動の活性化に寄与することができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | <p>11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | | | | | | | | | | | | | | |

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 13 | 中事業名 | 地域振興補助金 | | |
|--------------|---|---|---|---|---|----|------|---------|----------|--|
| 事業名等 | コミュニティ助成事業補助金 | | | | | | | 予算計上額 | 2,400 千円 | |
| 概要 | <p>令和6年度に申請し、令和7年度採択事業として実施 【磯部地区】 栗木広区申請採択分 2,400,000円</p> <p>【事業概要・総事業費】 ・栗木広区:2,405,040円(パイプチェア・ミーティングテーブル他の購入) (内訳)センター助成分 2,400,000円 栗木広区負担分 5,040円</p> | | | | | | | | | |
| 目的 | <p>一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として実施する助成事業。コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> | | | | | | | | | |
| 必要性 | <p>自治会の事務処理を円滑にするための備品の整備及び自治会が所有している備品について老朽化により自治会業務に支障を来しているため整備の必要性がある。</p> | | | | | | | | | |
| 計画 | <p>令和7年7月 補助金交付申請提出・交付決定 令和7年8月～9月 事業実施(コミュニティ備品購入・納品・検査) 令和7年10月 実績報告書提出・交付確定</p> | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年7月～令和7年10月 | | | | | | | | | |
| 効果 | <p>自治総合センターの当該助成事業を活用し自治会の備品を整備することにより事務処理を迅速に行うことができるほか、地域住民の文化活動を積極的に推進し円滑なコミュニティ活動の活性化に寄与することができる。</p> | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | <p>11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | | | | | | | | | |

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 2 | 項 | 2 | 目 | 2 | 中事業名 | 固定資産評価替経費 | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|------|-----------|-----------|--|
| 事業名等 | 固定資産評価替土地鑑定評価業務委託料 | | | | | | | 予算計上額 | 21,900 千円 | |
| 概要 | <p>3年に一度、評価替え年度(次回令和9年度)の前々年度に市内全域の土地(標準宅地等)の鑑定評価を実施する必要があるため鑑定評価業務を実施する。</p> <p>○鑑定地点:標準宅地等403地点 (浜島町:43地点、大王町72地点、志摩町75地点、阿児町130地点、磯部町83地点)</p> | | | | | | | | | |
| 目的 | 標準宅地等の鑑定評価業務の実施により、適正な課税の基礎となる資料を作成し、もって課税の公平性を担保することを目的とする。 | | | | | | | | | |
| 必要性 | 3年に一度の評価替えを行うための資料作成であるため、鑑定評価を行う必要がある。 | | | | | | | | | |
| 計画 | <p>○標準宅地等点検、資料収集及び検討:令和7年11月～令和8年1月</p> <p>○鑑定評価作業:令和7年12月～令和8年3月</p> <p>○成果品整理及び取りまとめ:令和8年3月</p> | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年度 | | | | | | | | | |
| 効果 | 市内全域の標準宅地等の実地調査を行うことで、公平公正な課税に繋がる。 | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | 10 人や国の不平等をなくそう | | | | | | | | | |

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 5 | 項 | 3 | 目 | 2 | 中事業名 | あおさのり海苔網購入補助事業 | | |
|--------------|--|---|---|---|---|---|------|----------------|----------|--|
| 事業名等 | あおさのり海苔網購入補助金 | | | | | | | 予算計上額 | 5,000 千円 | |
| 概要 | <p>○海苔網購入への補助 ・物価高騰により高額となった海苔網の購入に対して補助を実施する。</p> <p>@2,000円×50人×50枚=5,000,000円 【漁協聞き取り】 海苔網の単価は、4,950円（最高値） ・1,000円未満を切り捨て1/2の2,000円を上限に設定。 156件(市内青さのり養殖業者数)×30%≒50人 ・外湾漁協、鳥羽磯部漁協に海苔網の購入者数の聞き取りを実施したところ、全体の約3割の人が購入をするということであった。海苔網については各漁業者が、毎年購入するのではなく、3年～5年周期で買い替えている。 ※1年間で各漁業者が、購入する海苔網枚数についても、三重外湾漁協、鳥羽磯部漁協に聞き取りを実施したところ、1件あたり約100枚であるが、今回はその1/2に当たる50枚を上限に設定。</p> | | | | | | | | | |
| 目的 | 物価高騰の影響を受け、高騰する海苔網の購入に対し支援をすることで、あおさのり(ヒトエグサ)養殖業者の所得向上に繋げることができ、漁業継続意欲の向上を図ることができる。 | | | | | | | | | |
| 必要性 | 海苔網は、あおさのり(ヒトエグサ)養殖をおこなう上で必要不可欠であり、海苔網の価格高騰は、養殖漁業者の経営を逼迫し、漁業規模の縮小や廃業につながる恐れがあるため、海苔網の購入に対し支援をする必要がある。 | | | | | | | | | |
| 計画 | 令和7年7月～ 三重外湾漁協・鳥羽磯部漁協、HP等を活用し漁業者への周知。 令和7年7月～ 漁業者からの申請受付及び補助の実施。 | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年7月～令和8年3月31日 R8年度以降についても継続して実施していきたい。 | | | | | | | | | |
| 効果 | あおさのり(ヒトエグサ)養殖業者の所得向上に繋げることができ、漁業継続意欲の向上を図ることができる。 | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | 8 働きがいも経済成長も 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう | | | | | | | | | |

志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰により高額となるあおさのり養殖に必要な海苔網の購入費用について支援するため、志摩市あおさのり海苔網購入補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するため、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1種区画漁業権の存在する水面で藻類養殖業を営む個人又は法人であること。
- (2) 鳥羽磯部漁業協同組合又は三重外湾漁業協同組合の組合員であること。
- (3) 市内に住所又は事業所を有していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。ただし、徴収猶予の適用を受けている場合を除く。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、あおさのり養殖に使用する海苔網の購入に要する費用とし、消費税等は、対象外とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、10万円を上限とする。ただし、海苔網1枚当たり2,000円を上限とし、かつ、1人当たり50枚を上限とする。

2 前項の補助金の合計金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付申請は、1年度につき1回とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付確定)

第6条 市長は、前条の申請書からの提出があったときは、その可否を審査のうえ、申請者に、志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付(不交付)決定通知書兼交付確定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、交付すべき補助金額を確定した後、申請者から志摩市あおさのり海苔網購入補助金交付請求書(様式第3号)により請求を受けて行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

事業概要書

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|-------|-----------|--|---------|-----------------|-------------|--------------------------|----------|--------------|
| 予算科目 | 款 | 8 | 項 | 1 | 目 | 4 | 中事業名 | 地域防災力強化事業 | | | | | | | |
| 事業名等 | コミュニティ助成事業補助金 | | | | | | 予算計上額 | 1,800 千円 | | | | | | | |
| 概要 | <p>一般財団法人自治総合センターが実施する令和7年度コミュニティ助成事業助成金（地域防災組織育成助成事業）の交付決定があったため、実施団体である立神自治会へ補助金を交付する。</p> <p>【助成団体】 立神自治会</p> <p>【総事業費】 1,800,000円（内訳）センター助成分 1,800,000円</p> <p>【事業内容】 充電式運搬車、チェンソー、つるはし、ショベル、ハンドメガホン、バール、油圧ジャッキ、電工ドラム、延長コード等の防災資機材の購入</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 目的 | 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、防災資機材を整備することで、地域防災力の強化を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要性 | 発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地域住民の自助・共助による迅速な応急対応や避難所運営などの防災対応力を向上させるため、防災資機材の整備がさらに必要となる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画 | <table border="0"> <tr> <td>令和 7年7月</td> <td>補助金交付申請書提出・交付決定</td> </tr> <tr> <td>令和 7年7月～10月</td> <td>立神自治会で事業実施（物品購入・納品・検収）する</td> </tr> <tr> <td>令和 7年10月</td> <td>実績報告書提出・交付確定</td> </tr> </table> | | | | | | | | | 令和 7年7月 | 補助金交付申請書提出・交付決定 | 令和 7年7月～10月 | 立神自治会で事業実施（物品購入・納品・検収）する | 令和 7年10月 | 実績報告書提出・交付確定 |
| 令和 7年7月 | 補助金交付申請書提出・交付決定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 7年7月～10月 | 立神自治会で事業実施（物品購入・納品・検収）する | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 7年10月 | 実績報告書提出・交付確定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年7月～10月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 効果 | 当該助成事業を活用し、自治会が所有する防災資機材を整備することで、地域防災力の強化が図られ、発災時には住民による迅速な救助や応急対応など防災対応力の向上に寄与することができる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう | | | | | | | | | | | | | | |

事業概要書

| 予算科目 | 款 | 9 | 項 | 5 | 目 | 4 | 中事業名 | 阿児アリーナ管理運営費 | |
|--------------|--|---|---|---|---|---|-------|-------------|--|
| 事業名等 | 施設修繕料 | | | | | | 予算計上額 | 3,217 千円 | |
| 概要 | <p>令和7年11月開催の第44回全国豊かな海づくり大会に備えるとともに、大会終了後も阿児アリーナを安全・安心に利用できるよう、阿児アリーナ外部通路のトップライトガラス修繕及びトラス鉄部塗装、1階ロビー漏水修繕、玄関外部軒下修繕等を実施する。</p> <p>補正要求額合計 3,217千円</p> <p>【修繕内容】</p> <p>○需用費(施設修繕料)</p> <p>外部通路トップライトガラス修繕 1,870千円</p> <p>外部通路トラス鉄部塗装 352千円</p> <p>1階ロビー吹き抜け天井漏水修繕、玄関外部軒下修繕等 995千円</p> | | | | | | | | |
| 目的 | 阿児アリーナを全国豊かな海づくり大会式典会場として整えるとともに、大会終了後も継続的かつ安全・安心に施設利用できるようにするため。 | | | | | | | | |
| 必要性 | 外部通路のトップライトガラス部及び鉄部の劣化と、1階ロビー吹き抜け天井の漏水、玄関外部軒下の劣化等が見られることから、その箇所の修繕を行い、全国豊かな海づくり大会に備えることとする。また、大会後も、阿児アリーナを安全、安心に利用できるよう、施設の修繕を行う必要がある。 | | | | | | | | |
| 計画 | 令和7年7月 発注 令和7年9月 完成 | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7年度 | | | | | | | | |
| 効果 | 全国豊かな海づくり大会式典会場として整え、大会後も、阿児アリーナを安全、安心に利用することができる。 | | | | | | | | |
| SDGs 関連項目 | 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースHIPで目標を達成しよう | | | | | | | | |